

ほご 保護のしおり

—せいかつ ほご そうだん
生活保護の相談をされる方へ—

この「保護のしおり」は、せいかつ ほご せいで 生活保護制度のしくみやしんせいの
てつづきについてせつめい 説明したものです。

わからないことや相談のある方は、お気軽にきがる ふくしじむしょ
福祉事務所に
たずね 尋ねてください。



木更津市マスコットキャラクター きさポン

きさらづし ふくしじむしょ
木更津市福祉事務所

でんわ だいひょう
電話 代表：0438-23-7111

ちよくつう
直通：0438-23-6794

0438-23-6795

0438-38-6296

へいじつ ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん
(平日 午前8時30分～午後5時15分)

改訂日：令和6年11月1日

もく 目

じ 次

1	せいかつ ほ ご がいよう 生活保護の概要	1
2	せいかつ ほ ご りよう なが 生活保護利用までの流れ	3
3	ほ ご ひ しきゅうほうほう 保護費の支給方法	7
4	せいかつ ほ ご りよう かた けんり 生活保護を利用する方の権利	8
5	せいかつ ほ ご りよう かた ぎ む 生活保護を利用する方の義務	8
6	とど で ひつよう 届け出が必要なもの	9
7	せいかつ ほ ご ひ へんかん ひつよう ばあい 生活保護費の返還が必要な場合	10
8	せいかつ ほ ご りよう しゅうりよう 生活保護の利用の終了について	11
	せいかつ ほ ご かん ほうりつじょうぶん さんこう 生活保護に関する法律条文（参考）	12



1. 生活保護の概要

(1) 生活保護とは

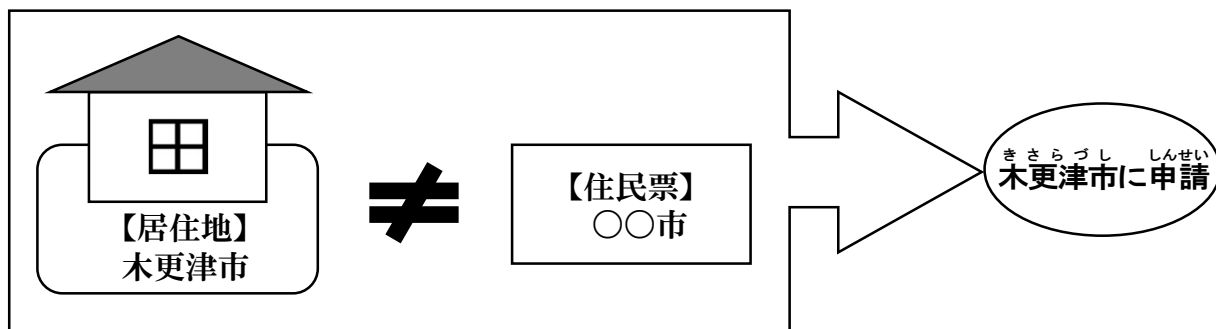
年金や給料などの収入が、世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る世帯で、自分の資産や能力、様々な制度を活用しても生活を維持することができない世帯に、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条を根拠とする生活保護法で定められた制度です。

(2) 居住地保護の原則

生活保護は、原則として、現在住んでいる場所（居住地）の自治体で受けることになります。

※住民登録地と異なっても構いません。

※住まいがない方については、どこの自治体でも相談できます。



(3) 世帯単位の原則

生活保護は、原則、世帯全体で保護が必要かどうか判断します。

同じ世帯の中で一部の人だけ生活保護を受けることは原則できません。

※居住地保護の原則同様、住民票の上で別世帯であっても、一緒に生活しているのであれば、原則、同じ世帯とみなします。

【外国籍の方へ】

生活保護法による保護の対象とはなりませんが、一定の在留資格があり、就労活動に制限を受けない方、難民認定を受けない方には、生活保護に準じた給付を受けられる可能性があります。

※生活保護を申請する自治体は在留カード又は特別永住者証明書に記載されている自治体となります。

(4) 生活保護費

最低生活費に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を保護費として支給します。

① 最低生活費とは

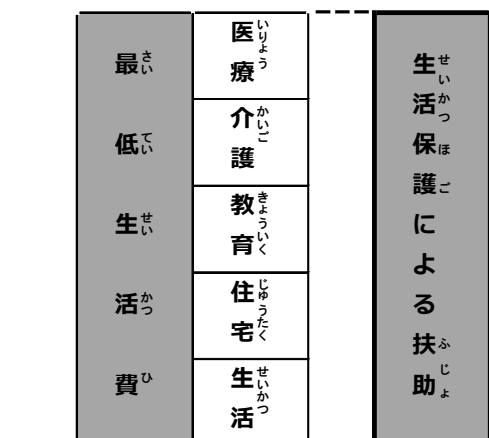
それぞれの世帯の状況に応じて、国が決められている保護基準をもとに計算されます。

② 収入とは

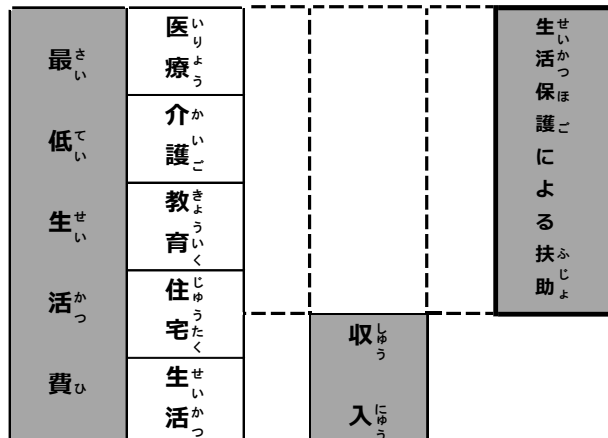
あなたやあなたの家族が働いて得た給料、年金や手当などの制度により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、他人からの借金、資産を貸したり、売ったりして得た金銭など、世帯の収入全部を合計したものです。

【保護が受けられる場合】

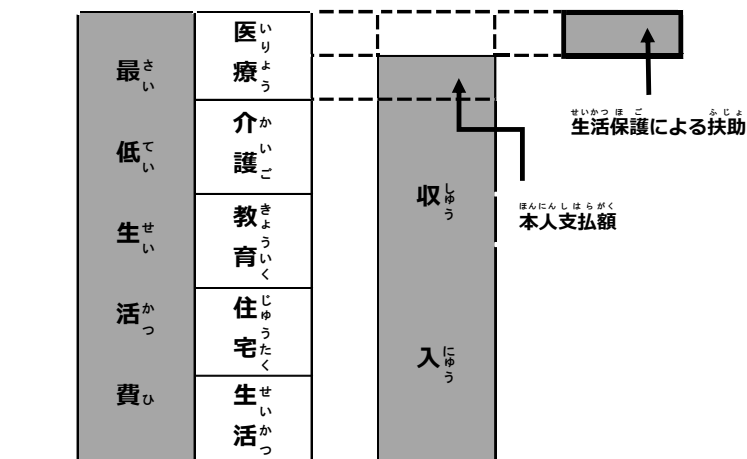
① 収入が全くない場合



② いくらか収入がある場合

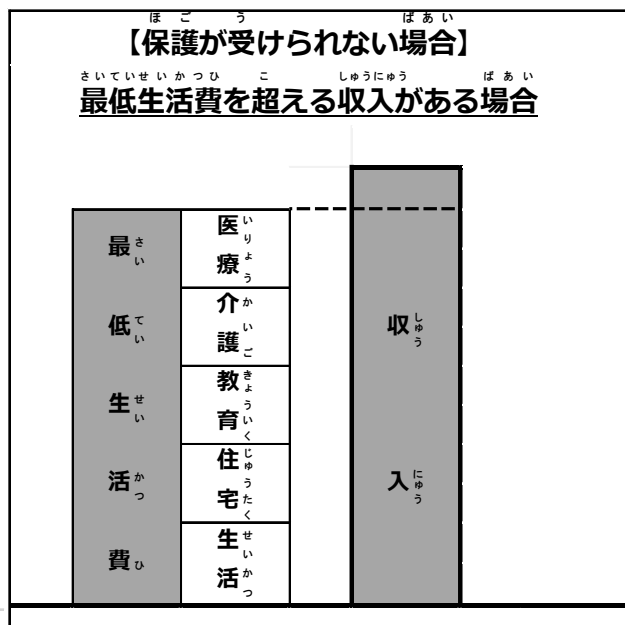


③ 収入がいくらかあるが医療費の支払いができない場合



【保護が受けられない場合】

最低生活費を超える収入がある場合



※医療費・介護費は原則、病院や介護サービス事業所に直接支払いをするため、現金の支給はされません。(現物給付)

2. 生活保護利用までの流れ

事前の相談

生活保護について知りたい、お悩みやお困りのことがあれば、木更津市福祉事務所に相談ください。主に次のことをお聞きします。

- ・生活状況
- ・資産状況
- ・親族との交流状況など

また、生活保護制度や他の利用できる制度について、ご案内します。プライベートな部分もあるため、できる範囲の話で構いません。

※来所だけでなく、電話でのご相談も可能です。

(1) 申請

申請をするときに用意していただきたいもの

※すぐに用意できないときは、申請した後でも構いません。

書類の名称	チェック欄
・印鑑	
・マイナンバーカード又は通知カード	
・通帳（申請日当日まで記帳したもの）	
・健康保険証	
・給与明細書（直近3ヶ月分）	
・各種年金の証書及び支給通知書	
・加入している生命保険等の証書	
・自動車やバイクの車検証又は標識交付証明書	
・家賃の金額がわかるもの（不動産賃貸契約書）	
・扶養義務者の連絡先がわかるもの	
・その他の収入がわかるもの	

(2) 調査

申請後、ケースワーカーが自宅を訪問し、生活状況を確認したり、資産状況を調査したりして、生活保護による支援が必要かどうかを審査します。通常、おおむね2週間程度の時間を要します。

(3) 決定・開始

生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。また、ケースワーカーによる自立に向けた支援を開始します。

それでは(1)～(3)の流れに沿って説明していきます。

(1) 申請

生活保護を利用するには、ご本人による申請が必要です。申請したいという意味がある方はどなたでも申請ができます。また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を^{じょうきよう}確認できる書類などを提出していただきます。

なお、ご事情によりご本人が申請することができないときは、扶養義務者、又はその他の同居のご親族による申請も可能です。



きさポン

(2) 調査

① 生活保護と資産の関係

生活保護の申請をされますと、金融機関や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など、売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却・活用して最低生活費に充てていただくこともあります。居住用の不動産については原則、保有が認められますが、資産価値によっては、売却・活用していただくこともあります。

※自動車やバイクは原則、保有・使用は認められません。また他人名義のものでも使用は認められません。個別の事情により、保有・使用が認められる場合もありますので、ご相談ください。

② 能力の活用

働ける能力のある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先とします。

③扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方を調査いたします。
その後、扶養義務者の方に対して、援助が可能かどうかについて調査をいたします。

援助を受けることができる場合には援助を受けてください。

なお、親族の扶養は可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護の利用ができないということにはなりません。

※扶養義務の履行が期待できない方には照会を見合わせることもあります。DVや虐待、生活歴等から特別な事情がある場合にはお申し出ください。

④他の制度の活用

生活保護制度以外にも年金、各種手当、医療費助成、社会保障制度など、生活を支えるための様々な公的制度があります。活用可能な制度がある場合にはそちらを優先して活用してください。

(例) 老齢年金、障害年金、遺族年金、児童手当、児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金
自立支援医療（精神通院）、身障医療など。



きさポン

◆申請してから保護開始決定前に医療機関にかかる場合

生活保護受給中は国民健康保険、後期高齢者医療が使用できません。保険証は生活保護の申請時にお預かりし、代わりに医療券で受診します。

ただし、生活保護の開始が決定するまでは医療券の発行ができませんので、まずは申請中の旨を医療機関に伝えてください。場合によっては診療費の10割を請求されることがありますのでその際にはケースワーカーにご相談ください。

◆家賃が上限額を超えている場合

生活保護法で、支給できる家賃の上限額は世帯の人数で決まっています。

上限額を超えるアパート等にお住まいの方は、生活保護の申請は可能ですが、原則として上限額以内の住宅への転居指導の対象となります。

転居指導を受けた場合の転居費用（敷金、引越し費用等）は国が定めた限度額内支給されます。

(3) 決定・開始

① 結果通知

申請した日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要した場合）には最長で30日以内に生活保護の利用ができるかどうかの結果を通知します。

② 生活保護の種類

生活保護を利用する方は、生活上の必要に応じて、以下の扶助を受けることができます。

① 生活扶助

衣食や光熱水費といった、日常生活を送るにあたって必要な費用を支給します。
世帯員の年齢や人数などで算定します。

② 住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修などの費用を定められた限度額内で支給します。
※ 共益費・管理費を除く



③ 出産扶助

出産する場合は、分娩費など出産にかかる費用を限度額内で支給します。

④ 教育扶助

学用品、教材費、給食費など義務教育のための最低限必要な費用を支給します。

⑤ 医療扶助

医療保険適用のものについては、医療費の10割を支給します。
治療材料や施術なども要件にあてはまれば支給できるものもあります。
※ 直接医療機関に支払います。

⑥ 介護扶助

介護認定を受けている方が、介護サービスを受ける際の自己負担分を支給します。
※ 直接介護事業所に支払います。

⑦ 生業扶助

仕事に就くための技能、資格習得のための費用、また高等学校就学のための費用などを限度額内で支給します。

⑧ 葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などを限度額内で支給します。

③一時扶助

一時的に費用が必要となったが、日々のやりくりでは賄えない場合、毎月の保護費に加えて、臨時に以下のようなものが支給されることがあります。

- ・ おむつ代
- ・ アパートの契約更新料
- ・ 引越しに必要な敷金や運送代
- ・ 家屋の修繕費
- ・ 通院時の交通費
- ・ 高校への通学するための定期代 など

※事前の申請が原則で、見積書や領収書などの書類が必要となります。

④就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に支給できる場合があります。

⑤進学・就職準備給付金

生活保護利用世帯の子どもが大学や専門学校等へ進学した際、又は高等学校等を卒業後に就職して自立する際に新生活立ち上げのための費用として支給されます。

3. 保護費の支給方法

(1) 毎月の保護費

保護費は、原則として毎月5日（5日が土日、祝日に当たる場合はその直前の平日）に支給となります。

(2) 臨時の保護費

一時扶助のような臨時で必要となる保護費は5日（5日が土日、祝日に当たる場合は、その直前の平日）、15日、25日（15日、25日が土日、祝日に当たる場合は、その直後の平日）に支給となります。



きさポン

4. 生活保護を利用する方の権利

生活保護を利用する方は、次のような権利が保障されます。

- ・ 条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
- ・ 正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなるようなことはありません。
- ・ 受け取る保護費や保護により支給されたものに対して、税金がかけられたり差し押さえられたりすることはありません。
- ・ 生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その結果を知った日の翌日から起算して、3ヶ月以内に県知事等に対して、審査請求することができます。



きさポン

5. 生活保護を利用する方の義務

生活保護を利用する方は、生活の維持や自立した生活が送れるようになるために以下のような義務があります。

- ・ 生活向上に向けた努力をしてください。
働ける方は、その能力に応じて働き、収入を得るよう努めてください。
- ・ 病気やけがで働けない方は、医療機関を受診し、治療に専念してください。
- ・ 保護費を支給目的のために使ってください。
住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金はそれぞれの使途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。
家賃や給食費などは、代理納付として福祉事務所が債権者に直接、振込を行うことができます。
- ・ 生活保護法に基づく指示・指導を守ってください。
福祉事務所から、上記の義務や正しく生活保護を利用するために必要な指示や指導を受けたときには、これを守らなければなりません。

6. 届け出が必要なものと

生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

(1) 世帯状況に変化があったとき

- ・住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談してください。）
- ・家族に変化があったとき
- （出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など）
- ・就職や離職をしたとき
- ・健康保険の資格を取得や喪失したとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするととき
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更したとき
- ・家賃・地代が変更されるとき
- ・その他、生活状況に変化があったとき



きさポン

(2) 収入に変化があったとき

- ・毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- ・年金などの公的手当を受け取ったとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき
- ・不動産などの資産の売却益があったとき
- ・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

※記載したものは一部の例なので、収入があった場合は必ず申告してください。

収入申告を適正に行えば、以下のような控除※や、収入として認定しない取扱いができることがあります。

※控除：ある金額（収入）から一定の金額を差し引くこと。控除された分が手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②20歳未満控除	20歳未満の方が就労した場合、基礎控除額のほかに一定の金額が控除されます。
③必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金、就職に必要な自動車運転免許の取得など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いとなります。	

7. 生活保護費の返還が必要な場合

次のような場合には、すでに支給された保護費を福祉事務所へすみやかに返す必要があります。

(1) 保護費を支給した後に生活状況に変更があった場合

世帯員の減少、入院、収入の増加があったときは保護費が少なくなります。変更の処理が間に合わないとき変更前の金額が支給されることがあります。この場合多く受け取った保護費を返していただきます。

(2) 活用できる資産等がありながら保護を受けた場合

資産等がすぐには処分できなかったために保護を受けて、あとから現金化されたときは、すでに支給された保護費を返していただきます。
次のような場合には、届け出てください。

- ・ 保護を開始するとき、現金にできなかった資産（土地、家屋、貴金属、有価証券等）を受給後に売却して現金を受け取った場合
- ・ 保険の解約返戻金や給付金（満期・特約）等を受け取った場合
- ・ 年金や手当等で過去に支給されていなかった分をまとめて受け取った場合
- ・ 交通事故等による保険金、補償金、示談金（慰謝料）を受け取った場合
- ・ 財産を相続した場合
- ・ その他、様々な理由で処分されていなかった資産を現金化して収入を得た場合



きさポン

(3) 不正に保護を受けた場合

届け出を故意に怠ったり、あるいは偽りの申告をして不正に保護費を受け取った、あるいは他人に受け取らせた場合は支給された保護費を徴収します。

なお、福祉事務所では働いて得た収入や年金等の収入が正しく申告されているか定期的な課税調査等を行い、保護を受けている世帯員全員の収入状況を確認しています。

8. 生活保護の利用の終了について

(1) 次のような場合は、生活保護が終了します。

- ・就労収入や年金などが増えて、収入が最低生活費を継続して超えると認められる場合

- ・生活保護を利用する方が亡くなった場合

(2) 生活保護の利用が終了したら

生活保護の利用が終了した方は、国民健康保険の加入や国民年金保険料の減免手続きなど、各種手続きを行う必要があります。必要な手続きについては、担当ケースワーカーが事前に説明しますが、不明な点があればお問い合わせください。

(3) 生活保護は再申請することができます。

生活保護は再申請することができます。生活保護の利用が終了したあと、再度生活に困った場合はご相談ください。

にほんこくけんぽう
◇日本国憲法

第25条（生存権、国の社会的使命）

① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

せいかつ ほ ご ほう
◇生活保護法

第4条（保護の補足性）

- ① 保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために、活用することを要件として行われる。
- ② 民法（明治29年法律第89条）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてのこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- ③ 前2項の規定は、窮迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

第10条（世帯単位の原則）

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第60条（生活上の義務）

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他の生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

第61条（届出の義務）

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

第62条（指示等に従う義務）

被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は支持をしたときは、これに従わなければならない。

- 2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規定に従わなければならない。
- 3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。
- 4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。
- 5 第3項の規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く）の規定は、適用しない。

第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

第2項、第3項及び第4項（略）

第78条の2

保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行ふものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第77条の2第1項又は前条第1項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

第2項及び第3項（略）

第85条（罰則）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。